

令和4年10月 総会議事録

日 時 令和4年10月25日(火)
午前9時30分
場 所 豊橋市役所 東85会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和4年10月25日(火)
午前9時30分開会 午前10時11分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第49号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
 - 議案第50号 農用地利用集積計画について
 - 議案第51号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第52号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第5号 現況証明について
 - 報告第6号 農地基本台帳の登載について
 - 報告第7号 農地パトロール(利用状況調査)結果について
- 4 その他
 - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
7 番 小林 澄夫	9 番 近藤 好幸	1 2 番 高畑 隆一
1 4 番 中野 安男	1 5 番 彦坂 幸	1 6 番 日向 勉
1 7 番 廣田 良二	1 8 番 藤城ひろみ	1 9 番 星野 鉄典
2 1 番 松井 耕治		

6 欠席委員 8 番 小林尚美、2 4 番 村松史子

7 職務のため出席した者

農業委員会事務局 4 名 農業企画課 1 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 10 月総会を開会いたします。
近藤会長、よろしくお願いたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から出席委員を別添「出席者名簿」のとおりとし、進行していきますので、よろしくお願いたします。

なお、出席委員は、24 名中 13 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号 15 番彦坂幸委員、同 16 番日向勉委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、7 日の書類説明会、農業委員による現地調査、18 日の審査会

を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

農地法第3条関係ですが、変更、取下げ等はございません。

農地法第5条番号12番13番の営農型太陽光発電設備の再許可の案件について、説明会以降の対応状況について説明します。説明会でもお伝えしたように、下部農地における適切な営農継続の确实性を審査するにあたり、平均単収の根拠資料が平成31年当初の計画から変わっていること、これまでの営農における収量が平均単収の8割を上回っているか不明瞭であることなどから、判断できる資料を提示するよう指導し、その内容を審査会にて確認しました。

平均単収の根拠資料変更について、平成31年当初の添付資料は営農に関して必要な知見を有する者から提供を受けたものでしたが、これは販売する菌の優秀さを示す営業用の資料であったため、農林水産省の統計資料における愛知県の数値に変更したとのことです。

変更後の平均単収と比べた実際の収量は、平均単収の8割を下回っており、この原因については、ホダ木に係る作業工程が不十分であったことなどであるとのことです。

営農の改善については、知見を有する者とも相談のうえ、一定の作業が済んだホダ木を仕入れることなどにより改善が図られるとのことです。変更後の営農計画で収量の確保が可能である旨知見を有する者からの意見書も添付されており、下部の農地における適切な営農継続の确实性については要件を満たすと認められるものと考えております。

また、本件申請は許可期限経過後の申請となりましたが、次回の再許可の際には期限内に許可手続きを完了させること、万一期限を経過した場合には申請に添付されている始末書で誓約したとおり、太陽光発電設備を撤去し農地復元をするよう指導しました。

今後も引き続き営農状況の報告義務があるため、収量が確認できる写真を含め記録を残すよう指導しました。事務局としても報告の確認を通じフォローアップを行っていくとともに、適切な営農の継続のため適宜指導を行ってまいります。説明は以上でございます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

転用関係について、7日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。書類説明会資料番号14番の細谷町での太陽光発電設備の案件について、説明会にて、道路を管理する土木管理課との調整が予定期間内に整わない見通しとなったことから、申請者から取下げの意思表示があった旨ご報告しましたが、10月18日付けで取下げ願いの提出がありました。議案からは削除しています。その他変更、取下げ等はございません。よろしくお願いいたします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。
資料1議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から8番の8件を審議します。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第47号、1ページから2ページをご覧ください。

番号1番から8番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許

可することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第 48 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 13 番までの 13 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。議案第 48 号、3 ページをお願いします。

番号1番から13番までの13件につきましては、審査会での指導や調整により、立地基準、一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号 3 番、12 番、13 番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番、2番、4番から7番、9番、10番、12番、13番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号3番、8番、11番です。一時転用については、番号9番、10番が工事のための休憩所等の建設で9番が15ヶ月、10番が4ヶ月間、番号12番、13番が営農型太陽光で3年間の計画です。全て農地復元誓約書の添付があります。そのほかの案件は該当ありません。詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第 49 号「農地転用許可後の事業計画変更承

認願いについて」を議題といたします。番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第49号、5ページをお願いします。

番号1については、リース用コンテナ等の資材を置くための資材置場の建設のため令和2年10月22日付けで許可を得ておりますが、東海地区での工事が増えたことにより、置く資材が減ってしまったことにより、空いたスペースにリサイクル資材を置くため、計画の変更をするものです。これに伴う造成の変更はなく周辺農地の営農への支障はないことが見込まれます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願ひます。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

議長 続きまして、議案第50号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

所有権移転の番号1番から4番の4件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。議案第50号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、9月27日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第18条農用地利用集積計画の作成の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。今回の案件につきましては、1件3筆3,906㎡でございます。これら当

該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたします。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

議長 続きまして、議案第 51 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 51 号 7 ページをご覧ください。

議案第 51 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。この 5 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することに決して異議ござい

ませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして議案 52 号「相続税納税猶予に関する特例農地等の
利用状況確認について」を議題といたします。

番号 1 番から 7 番までの 7 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事 務 局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 52 号 8 ページから 9 ページをご覧ください。

議案第 52 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免
除にあたっての現況確認です。特例適用農地における作目等や農
地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。この 7 件に
ついては、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地で
あることを確認しました。以上です。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑
を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認
することに決して異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長

以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。
次に報告事項について、事務局に報告を求めます。

事 務 局

はい、議長。報告させていただきます。資料 1、10 ページをお
願します。

報告第 1 号の番号 1 番から 3 番の 3 件、及び 11 ページからの
報告第 2 号の番号 1 番から 15 ページ 32 番までの 32 件について
は、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定めら
れた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記
載の日付で受理しました。次に 16 ページをお願いします。

報告第3号の番号1番から2番までの2件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。いずれも要件を満たしていることを確認し処理しました。次に17ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から18ページ12番までの12件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。次に19ページをお願いします。

報告第5号の番号1番から3番までの3件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、14日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番は雑種地課税でそれ以外は宅地課税でした。次に20ページをお願いします。

報告第6号の番号1番については、農地基本台帳に登載されていない土地について、農地である旨の申告がありました。記載の委員に確認していただき、現況が農地であることを確認しましたので、10月24日付けで農地基本台帳に登載しました。

報告第7号の農地パトロール、利用状況調査の結果について報告いたします。別添資料1-1をご覧ください。

今年度の農地パトロールは令和4年8月23日から9月28日にかけて実施しました。結果について、緑区分の遊休農地は1,388筆1,032,366㎡、黄色区分の遊休農地は23筆18,911㎡、青区分の遊休農地は1,318筆998,181㎡、赤区分の再生利用が困難な農地は1,099筆748,694㎡であり、前年度と比較して全体で109筆8万7343㎡の増加となりました。結果については、基本的には農業委員、推進委員の皆様により現地で確認いただいたものを採用しておりますが、事務局にて再度現地調査を行ったうえで判定変更となった土地、赤判定の農地のうち基盤整備予定のため黄判定とする土地については判定結果を修正しております。報告は以上です。

議長 以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(午前10時11分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和4年10月25日

議 長
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者
(15番 彦坂 幸 委員)

議事録署名者
(16番 日向 勉 委員)